

第7期大鰐町障がい福祉計画・ 第3期大鰐町障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

青森県 大鰐町

目 次

1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけと期間	4
(1)計画の位置づけ	4
(2)計画の期間	5
3 他計画との関係	5
4 計画の策定にあたってのポイント	6
(1)障がい福祉計画等の策定に係る基本指針について	6
5 障がい福祉に関する制度・施策の動向	8
第2章 本町の現状	10
1 障がいのある人を取り巻く現状	10
(1)人口・世帯の推移	10
(2)障がいのある人の状況	11
2 障がい児を取り巻く環境等	19
(1)教育・保育の環境	19
3 アンケート調査結果(概要)	20
(1)調査の実施概要	20
(2)主な調査結果	21
4 本町における障がい福祉をめぐる課題	23
(1)家族介助者の負担軽減に向けた取組	23
(2)外出支援の充実	23
(3)権利擁護と虐待防止の推進	23
(4)就労支援に向けた取組	23
(5)自立支援に向けた取組	23
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 計画の基本理念	24
2 基本視点	25
3 サービスの体系	27
第4章 計画の目標と取組	28
1 障がい福祉計画の数値目標の設定(成果目標)	28
(1)施設入所者の地域生活への移行	28
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	28
(3)地域生活支援拠点等の整備	29
(4)福祉施設から一般就労への移行	30
(5)障がい児支援の提供体制の整備等	32
(6)相談支援体制の充実・強化	33
(7)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	34
2 障害福祉サービス等の充実(活動指標)	35
(1)訪問系サービス	35
(2)日中活動系サービス	36
(3)居住系サービス	41
(4)相談支援	42
(5)その他のサービス	43
3 地域生活支援事業	44
(1)理解促進研修・啓発事業	44
(2)自発的活動支援事業	44
(3)相談支援事業	45
(4)成年後見制度利用支援事業	46
(5)意思疎通支援事業	47

(6)日常生活用具給付等事業.....	47
(7)手話奉仕員養成・研修事業.....	49
(8)移動支援事業.....	49
(9)地域活動支援センター機能強化事業.....	50
(10)その他のサービス.....	51
4 障害児福祉サービス等の充実	52
(1)障害児支援事業の見込み量.....	52
第5章 計画の推進	54
1 計画の推進体制	54
2 計画の評価・見直し(PDCA サイクル)	54
3 SDGs の達成に向けたまちづくりの推進	55
資料編	56
1 大鰐町地域自立支援協議会委員名簿.....	56

この計画では、本文中で「障害」(全て漢字)と「障がい」(害をひらがな)の2種類の表記をしています。法律や制度に基づく固有名詞及び引用文は「障害」と表記し、それ以外は「障がい」と表記しています。

1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障がい者施策を振り返ると、平成15年から導入された「支援費制度」では、障がい者が自らサービスを選択できるようになり、障がい者福祉の歴史において、大きな転換点となりました。一方で、新たな利用者の増加に伴う財源問題や、障がい種別間の格差などの問題が生じました。平成18年に施行された「障害者自立支援法」では、障がいの種別に関わらず一元的なサービス提供の仕組みが創設されたほか、実施主体の市町村への一元化、「障害程度区分」が導入され、さらに、障がい者の就労支援も強化され、就労移行支援や就労継続支援が創設されました。平成24年には、「障害者総合支援法」が制定され、障がい者の範囲や支援区分等が見直されるなど、様々な法改正が行われています。

青森県においては、令和5年3月に「第4次青森県障害者計画」を策定し、住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりを目指しています。

本町では、令和3年3月に第6期大鰐町障害福祉計画・第2期大鰐町障害児福祉計画を策定し、障がい福祉を取り巻く環境の変化や、障害福祉サービスのニーズの高まりに対応すべく各事業の充実を図ってきました。

大鰐町障がい福祉計画は、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画であり、大鰐町障がい児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児相談支援の円滑な実施に関して定めるものです。

この度、本町における第6期大鰐町障害福祉計画・第2期大鰐町障害児福祉計画が計画期間の最終年度を迎えることを受け、本町における障がい者施策の取組状況や課題等を整理し、これから3か年の障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業(以下「障害福祉サービス等」という。)及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、「第7期大鰐町障がい福祉計画・第3期大鰐町障がい児福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

【策定する計画】

① 第7期大鰐町障がい福祉計画

障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とし、「①障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項」「②各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」「③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などについて定めます。

② 第3期大鰐町障がい児福祉計画

障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、「①障害児通所支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項」や「②各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量」などについて定めます。

2 計画の位置づけと期間

(1)計画の位置づけ

大鰐町障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)(第88条第1項)に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画です。

また、大鰐町障がい児福祉計画は、児童福祉法の改正に伴い、市町村は厚生労働大臣の示す基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児相談支援の円滑な実施に関して「障害児福祉計画」を定めること(第33条の20第1項)となっているため、大鰐町障がい福祉計画とあわせて策定するものです。

◇計画の位置づけ◇

	法的位置づけ	計画の役割
第7期障がい福祉計画	○障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもの。
第3期障がい児福祉計画	○児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定める「障害児福祉計画」を包含して策定する。

(2)計画の期間

本計画の期間は、国の方針に基づき、令和6年度から令和8年度の3年間となります。

◇本計画の期間◇

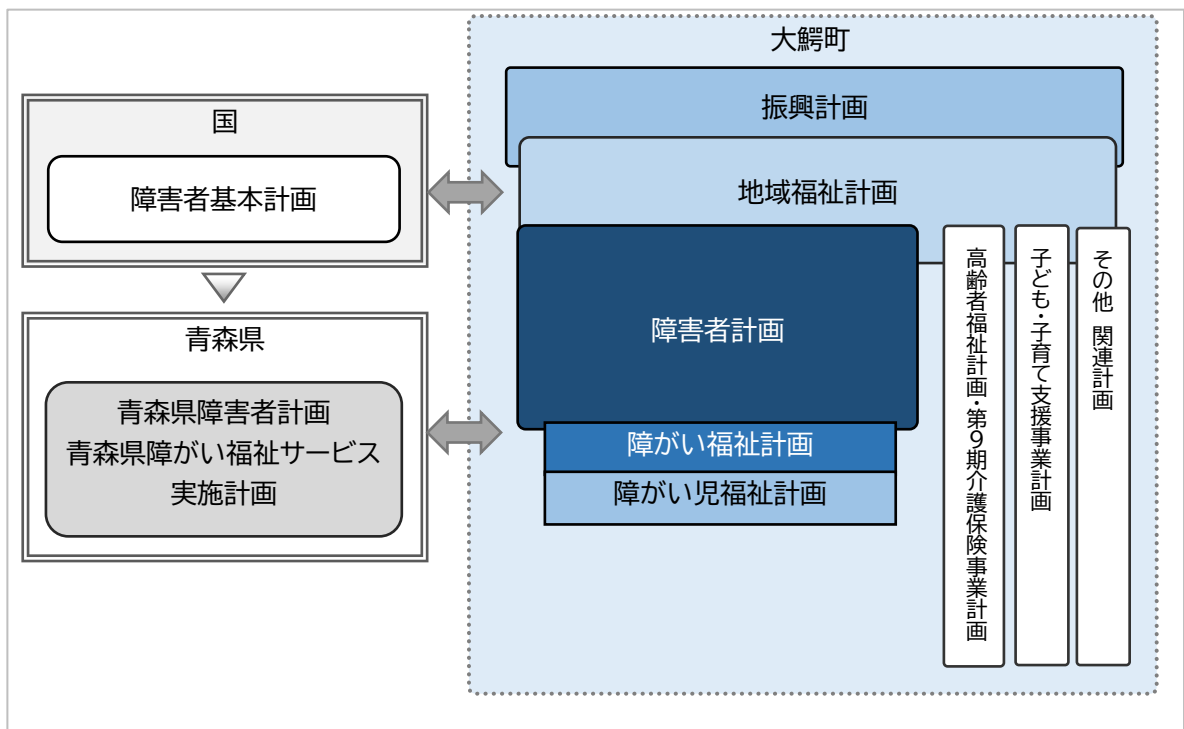
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい福祉計画	第6期			第7期			(第8期)		
障がい児福祉計画	第2期			第3期			(第4期)		

※網掛け部分＝当期

3 他計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「第6次大鰐町振興計画」と整合性を確保し、健康・福祉等を含む分野における基本指針「助け合いで健やかな笑顔を育む」の実現を図るとともに、障害者基本法に基づき障がいのある人のための各施策に関する基本的な考え方や方向性を示した障害者基本計画並びに福祉分野における他の関連計画(地域福祉計画など)とも調和を図っています。

◇計画の位置づけ◇



◇振興計画との関連◇

第6次大鰐町振興計画	
【将来像】わになって みんなポカポカ 大鰐町	
<基本目標>	
1 助け合いで 健やかな笑顔を育む	1 子育て支援体制の充実
	2 住民みんなの生涯健康づくり
	3 高齢者福祉の充実と社会参加促進
	4 誰もが幸せに生活できる障がい者（児）福祉の充実

4 計画の策定にあたってのポイント

(1)障がい福祉計画等の策定に係る基本指針について

「基本指針」(大臣告示)は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもので、新たな指針が示されました。

障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとなります。

計画の策定にあたっては、以下のポイントに留意する必要があります。

◇基本指針の主な見直し事項(抜粋)◇

主な項目	内容
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	➤ 重度障害者等への支援、地域のニーズへの対応 ➤ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実 ➤ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ➤ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ➤ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	➤ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
③福祉施設から一般就労への移行等	➤ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ➤ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ➤ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応 ➤ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築	➤ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ➤ 地域におけるインクルージョンの推進 ➤ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ➤ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
⑤発達障害者等支援の一層の充実	➤ 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ➤ 市町村におけるペアレントトレーニングなどのプログラム実施者養成の推進 ➤ 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
⑥地域における相談支援体制の充実・強化	➤ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ➤ 地域づくりに向けた協議会の活性化
⑦障害者等に対する虐待の防止	➤ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
⑧地域共生社会の実現に向けた取組	➤ 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進
⑨障害福祉サービスの質の確保	➤ 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
⑩障害福祉人材の確保・定着	➤ ICT の導入等による事務負担の軽減などに係る記載の新設 ➤ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定	➤ 障害福祉 DB の活用などによる計画策定の推進 ➤ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	➤ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	➤ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センターなどからの意見の尊重 ➤ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	➤ 計画期間の柔軟化 ➤ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

資料：令和5年5月19日 こども家庭庁厚生労働省告示第一号

5 障がい福祉に関する制度・施策の動向

平成18年の「障害者自立支援法」の施行から、障がい者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年には「障害者権利条約」が批准され、平成28年には「障害者差別解消法」及び「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行、平成30年には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行など、障がい者に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本町に居住する障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

◇障がい福祉に関する国や県、大鰐町の動向◇

年	国			青森県		大鰐町
平成18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	重点施策実施 5か年計画	新青森県障害者計画	障害福祉サービス 実施計画（第1期）	第1期 障害福祉計画
平成19	◇障害者権利条約署名					
平成20	◇児童福祉法の改正					
平成21						
平成22						
平成23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画（第3次）	重点施策実施5か年計画	第3次青森県障害者計画（令和4年度）	障害福祉サービス 実施計画（第2期）	第2期 障害福祉計画
平成24	◇障害者虐待防止法の施行					
平成25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行				障害福祉サービス 実施計画（第3期）	第4期 障害福祉計画
平成26	◇障害者権利条約の批准					
平成27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行					
平成28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行					
平成29						

平成30	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行(一部公布日から施行) ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行			障害福祉サービス 実施計画(第5期)	第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画
平成31 (令和元)	◇障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行				
令和2	◇成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行 ◇視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行				
令和3	◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の(全面)施行		第4次青森県障害者計画(令和8年度)	障害福祉サービス 実施計画(第6期)	第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画
令和4					
令和5					
令和6	◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行 ◇改正障害者差別解消法の施行			障がい福祉サービス 実施計画(第7期)	第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画

第2章 本町の現状

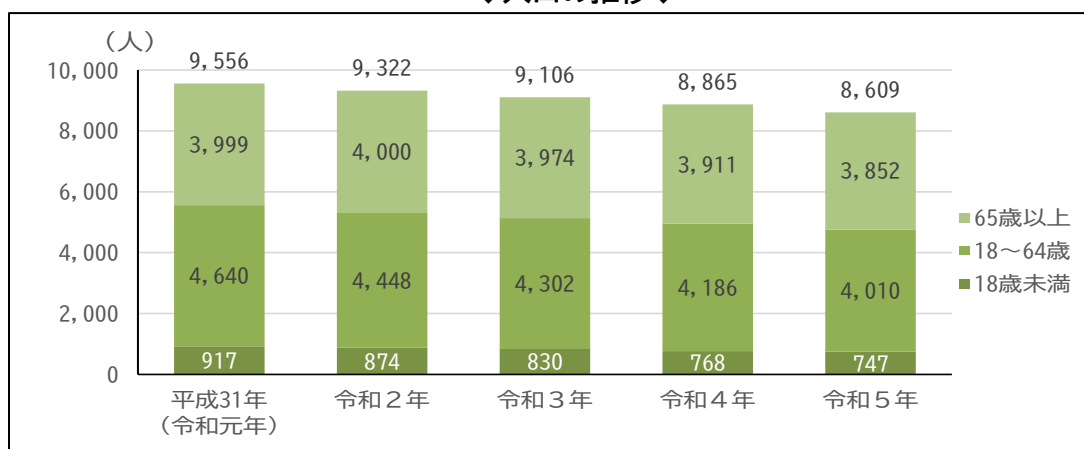
1 障がいのある人を取り巻く現状

(1)人口・世帯の推移

本町の人口の推移をみると、総人口は一貫して減少しており、年齢階層別でみると、18歳未満、18歳～64歳においては人数、構成比ともに減少傾向で推移し、65歳以上においては人数が減少する一方で、構成比は増加傾向にあります。

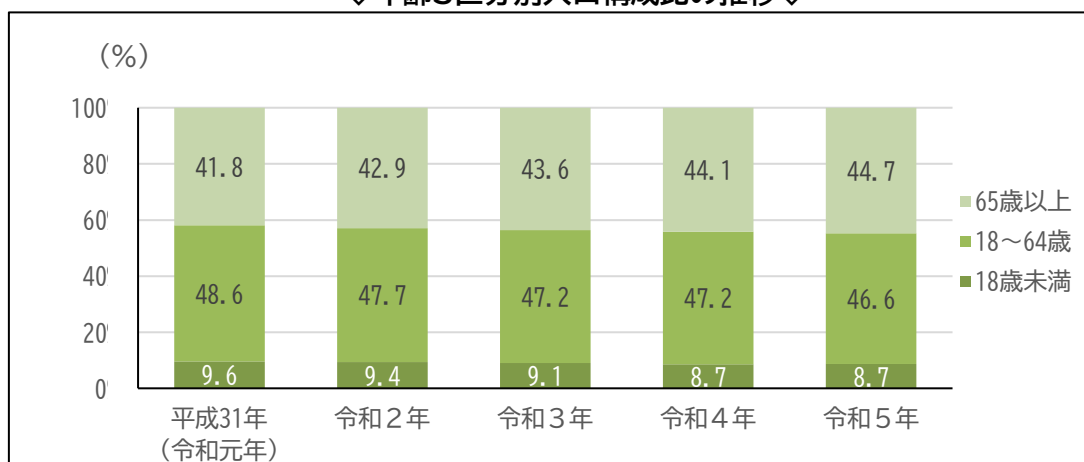
また、世帯数、平均世帯人員ともに減少しており、令和5年には4,108世帯、平均世帯人員は2.10人となっています。

◇人口の推移◇



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

◇年齢3区分別人口構成比の推移◇



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

◇世帯数と平均世帯人員の推移◇

(単位:世帯、人)

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
世帯数	4,215	4,201	4,174	4,135	4,108
平均世帯人員	2.27	2.22	2.18	2.14	2.10

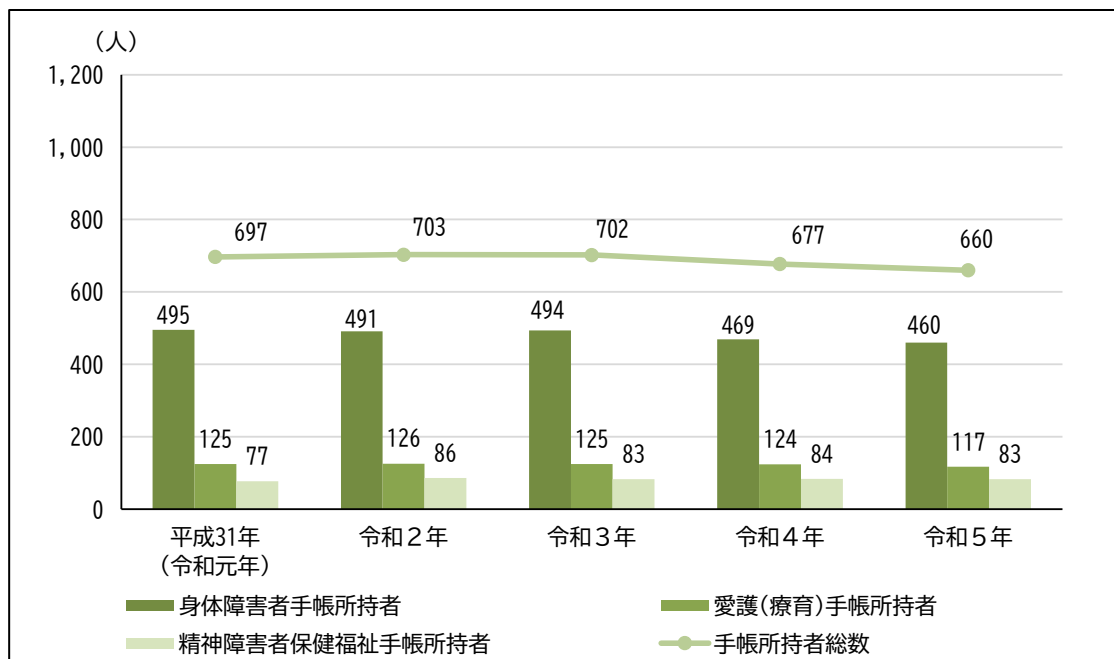
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)障がいのある人の状況

①障害者手帳所持者数の推移

本町における障害者手帳所持者数(身体障害者手帳、愛護(療育)手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者(重複含む。))は、令和2年まで増加傾向で推移していましたが、令和3年に減少に転じ、令和5年4月1日現在で660人となっています。

◇障害者手帳所持者数の推移◇



資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

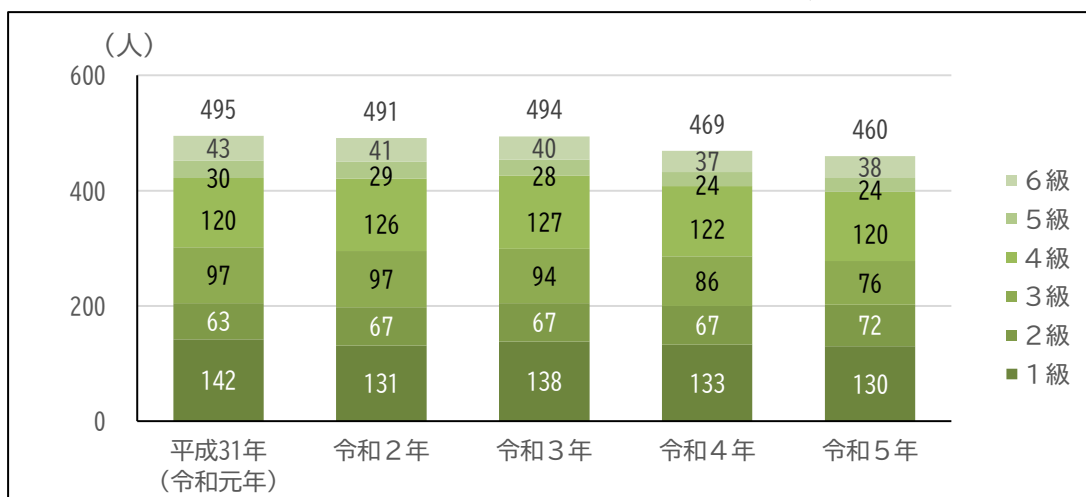
②身体障がい者(児)の状況

身体障害者手帳所持者数を障がいの等級別にみると、総数が減少する中において、「2級」は増加し、令和5年4月1日時点において 72人となっています。

また、等級別の構成比をみると、1級(28.3%)と4級(26.1%)の割合が高くなっています(令和5年)。

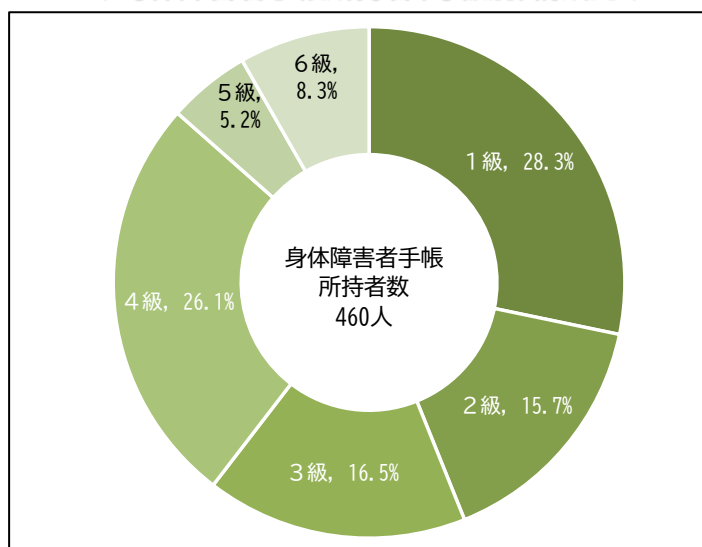
さらに、年齢別でみると、65歳以上に比べ64歳以下の減少が顕著になっています。

◇身体障害者手帳所持者(等級別)の推移◇



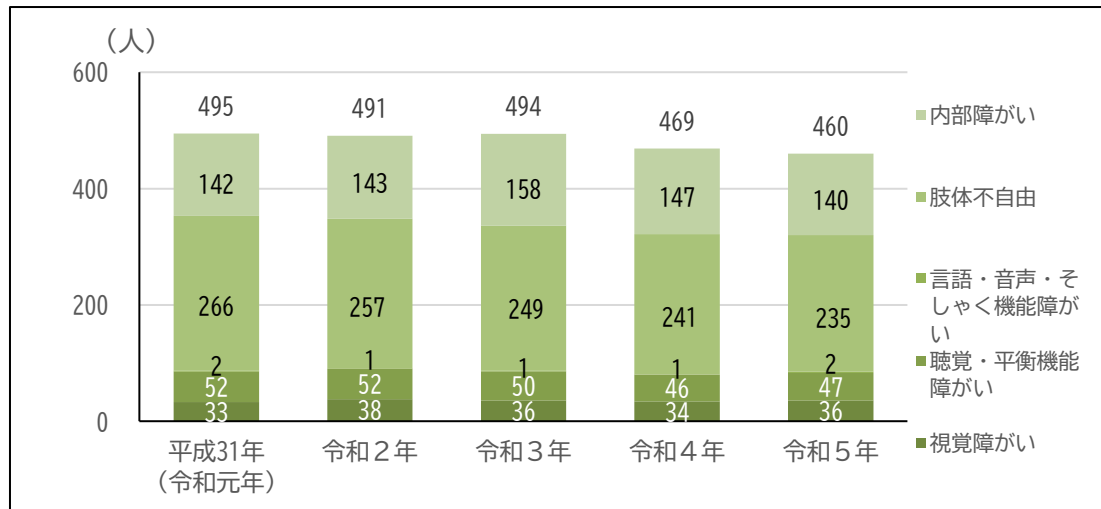
資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

◇身体障害者手帳所持者(等級別)構成比◇



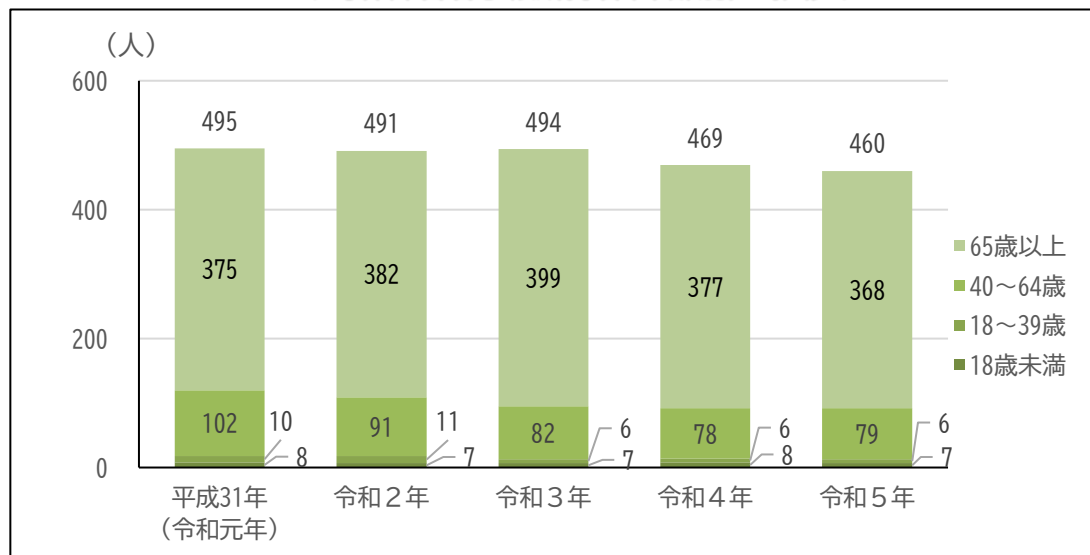
※令和5年4月1日現在

◇身体障害者手帳所持者(部位別)の推移◇



資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

◇身体障害者手帳所持者(年齢別)の推移◇



資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

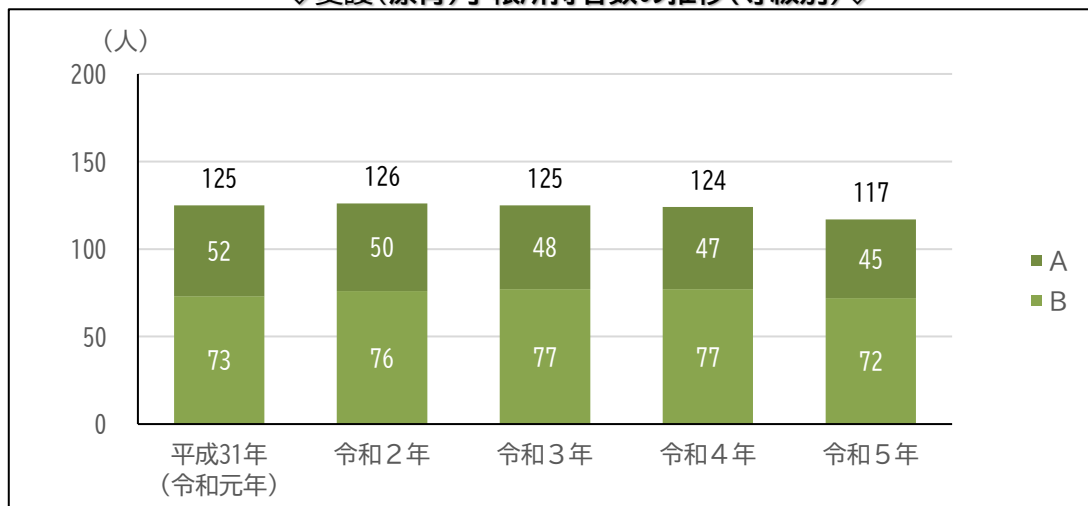
③知的障がい者(児)の状況

愛護(療育)手帳所持者数は、近年において減少傾向で推移しており、令和5年4月1日時点で117人となっています。

等級別では、愛護(療育)手帳所持者のうち、B(中度及び軽度)が6割強を占めています(令和5年)。

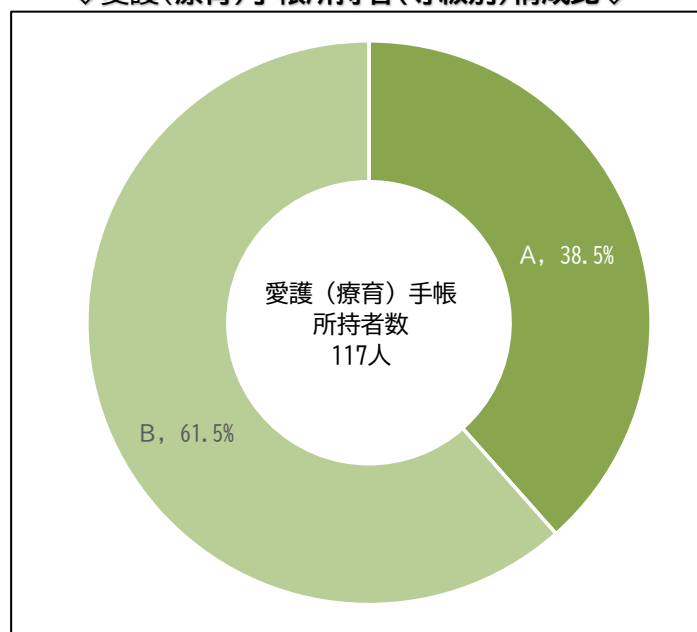
さらに、年齢別でみると、平成31年時点から0～64歳は減少している一方、65歳以上は増加しています。

◇愛護(療育)手帳所持者数の推移(等級別)◇



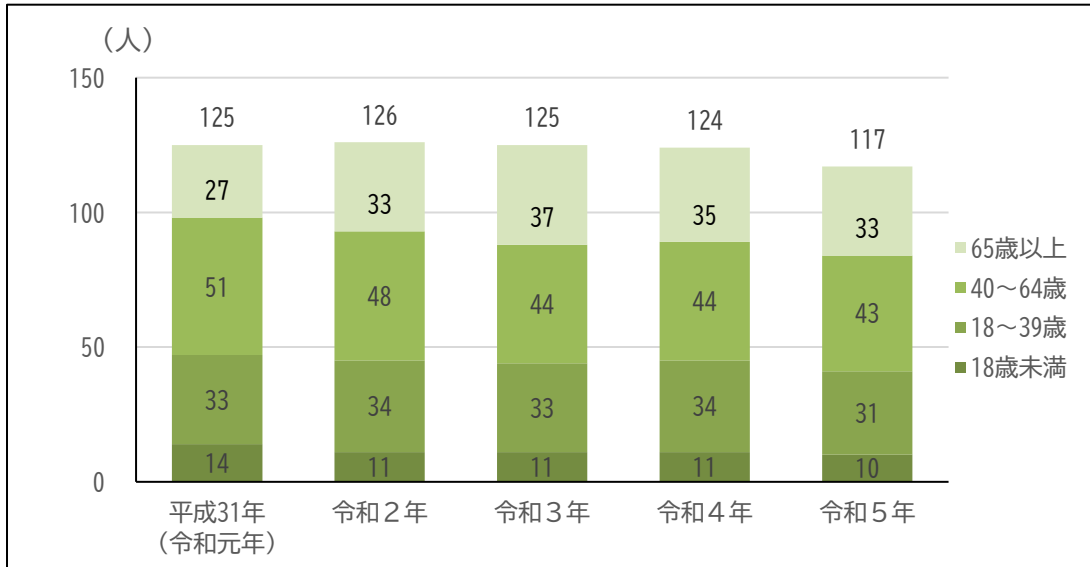
資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

◇愛護(療育)手帳所持者(等級別)構成比◇



※令和5年4月1日現在

◇愛護(療育)手帳所持者数の推移(年齢別)◇



資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

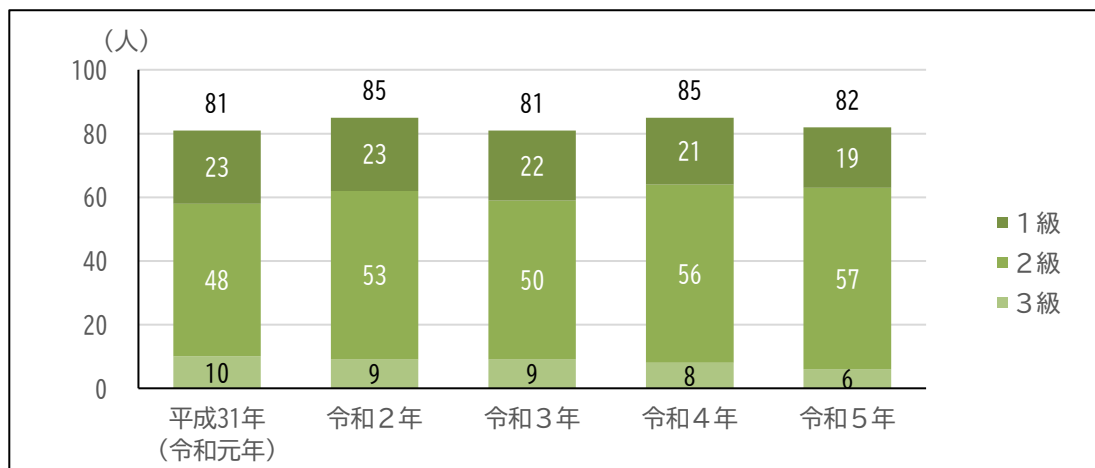
④精神障がい者(児)の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、近年においてはほぼ横ばいで推移していますが、障がいの等級別にみると、2級の手帳所持者数が平成31年の48人から、令和5年には57人へと増加しています。

なお、令和5年における精神障害者保健福祉手帳所持者(等級別)の構成比は、「2級」(69.5%)が7割弱を占めています。

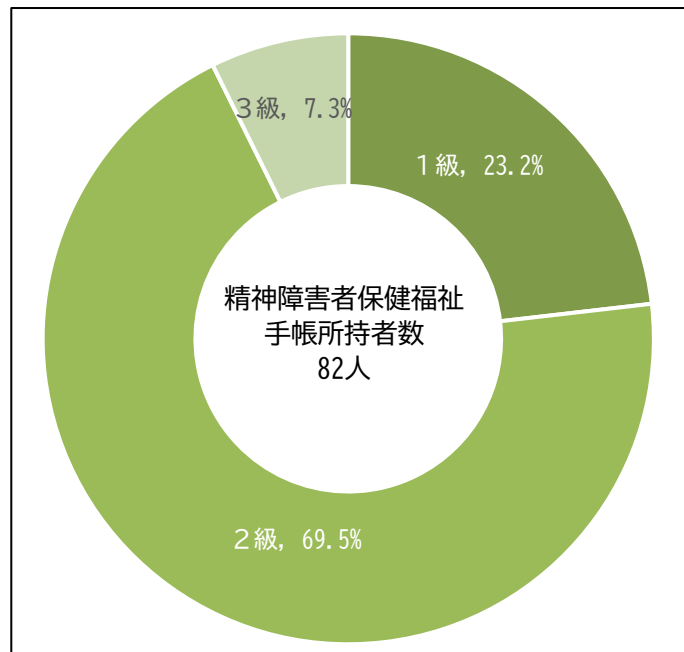
年齢別でみると、平成31年時点から0～64歳は増加している一方、65歳以上は減少しています。

◇精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)◇



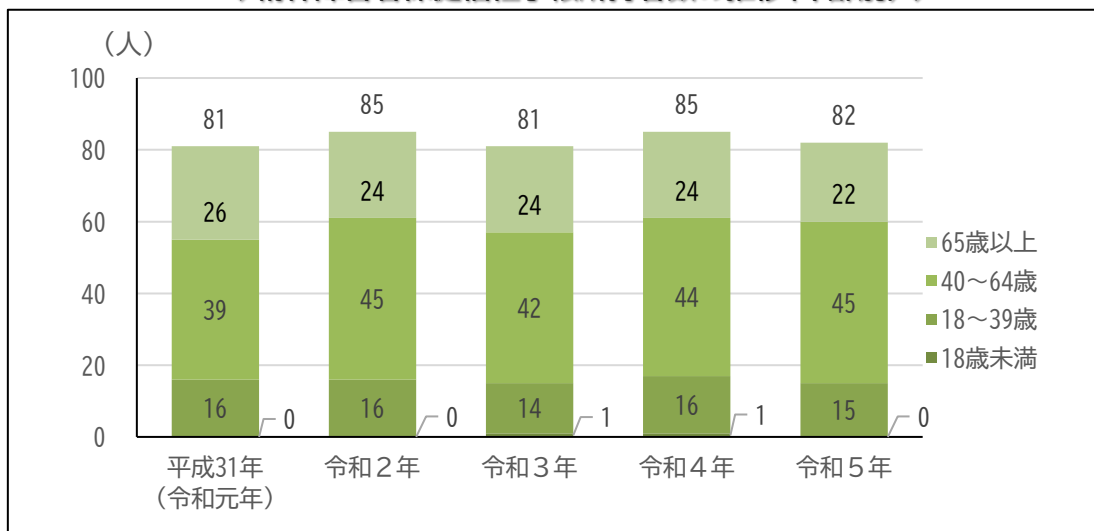
資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

◇精神障害者保健福祉手帳所持者(等級別)構成比◇



※令和5年4月1日現在

◇精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢別)◇



資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

⑤難病患者の状況

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

指定難病と小児慢性特定疾病の医療受給者数の合計は、令和5年には108人となっています。

◇指定難病医療費助成制度等受給者数の推移◇

(単位:人)

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病医療費 助成制度受給者	81	87	92	90	95
小児慢性特定疾 病医療支援事業 受給者	7	9	13	12	13
合計	88	96	105	102	108

資料:中津地域県民局地域健康福祉部(各年4月1日現在)

⑥障害福祉サービス支給決定者数・障がい種別構成

障害福祉サービス支給決定者をみると、平成31年以降において、おおむね増加傾向にあります。障がい別にみると、精神については一貫して増加しています。

◇障害福祉サービス支給決定者数(主たる障がい別)◇

(単位:人)

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体	25	29	29	29	32
知的	53	55	57	56	59
精神	20	24	25	26	27
難病	0	1	1	1	1
計	98	109	112	112	119

資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

⑦障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要となる場合があります。

本町における「障害支援区分」の認定者は、平成31年の79人から令和5年の96人へと約2割の増加となっています。

◇「障害支援(程度)区分」人数の推移◇

(単位:人)

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	2	4	4	3	2
区分2	13	16	16	14	18
区分3	23	25	31	29	26
区分4	11	15	16	19	24
区分5	16	16	14	13	12
区分6	14	17	17	16	14
計	79	93	98	94	96

資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

⑧自立支援医療費の受給者数の状況

また、自立支援医療の受給者数の推移をみると、令和3年に大きく減少しましたが、170人前後で推移しています。

◇自立支援医療受給者数の推移◇

(単位:人)

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
更生医療	39	44	52	47	37
精神通院医療	119	122	83	119	130
育成医療	3	7	6	5	3
計	161	173	141	171	170

資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

⑨経済的支援の状況

経済的支援受給者数等をみると、特別児童扶養手当がやや増加傾向にあります。

◇経済的支援受給者数等の推移◇

(単位:人)

		平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別障害者手当の 支給実績	受給 者数	6	7	11	12	8
障害児福祉手当の 支給実績	受給 者数	3	3	3	4	4
特別児童扶養手当の 支給実績	受給 者数	16	13	16	19	18
心身障害者扶養共済 制度加入等の実績	加入 者数	3	1	1	1	1
	受給 者数	3	1	1	3	3

資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

2 障がい児を取り巻く環境等

(1)教育・保育の環境

①障がい児保育等の実施状況の推移

保育所、認定こども園における障がい児の在籍者数をみると、平成31年以降においては、最大4名となっています。

◇保育所等における障がい児の在籍者数の推移◇

(単位:人)

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障がい児童数	0	2	0	3	4

資料:大鰐町保健福祉課(各年4月1日現在)

②特別支援学級(小学校)の在籍者数

特別支援学級(小学校)の在籍者数における障がい児の在籍者数をみると、平成31年の3人から令和5年の6人へと2倍となっています。

◇特別支援学級(小学校)の在籍者数の推移◇

(単位:人)

	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
知的障がい	1	2	4	5	4
自閉・情緒障がい	1	2	3	3	2
身体障がい	1	0	0	0	0
合計	3	4	7	8	6
通級	4	1	0	0	0

資料:大鰐町教育委員会(各年5月1日現在)

③特別支援学級(中学校)の在籍者数

特別支援学級(中学校)の在籍者数における障がい児の在籍者数をみると、平成31年以降において1～4名で推移しています。

◇特別支援学級(中学校)の在籍者数の推移◇

(単位:人)

	平成 31 年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
知的障がい	2	1	0	1	2
自閉・情緒障がい	1	0	0	1	1
身体障がい	1	1	1	0	0
合計	4	2	1	2	3
通級	0	0	0	0	0

資料:大鰐町教育委員会(各年5月1日現在)

3 アンケート調査結果(概要)

(1)調査の実施概要

「第4次障害者計画」策定の基礎資料として、町民の日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的として実施しました。調査の実施概要と主な調査結果は以下のとおりです。

実施時期	令和4年11月～12月
調査対象	大鰐町在住の「身体障害者手帳所持者」、「愛護(療育)手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」、「発達障がい者」、「指定難病患者」の方
調査方法	郵送法
調査地域	大鰐町全域
配布数	670
有効回収数	296
有効回収率	44.2%

※基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出している。なお、比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出している。従って、合計が100%を上下する場合もある。

(2)主な調査結果

①回答者と介助者

アンケート調査の回答者は、「男性」が多く、年齢では「65歳以上」の高齢者が全体の6割以上を占め、同居者が「いない」と回答した一人暮らしの方が全体の3割以上となっています。

日常生活において必要な支援(一部支援が必要+全部支援が必要)では、「お金の管理の援助」(42.9%)が第1位となっており、次いで「外出の介助」が続きます。

また、支援者の年齢は「65歳以上」の高齢者が半数以上を占め、性別では「女性」が3分の2程度を占めており、健康状態に関しては、「ふつう」が半数以上を占めるものの、「よくない」も1割以上みられます。

②暮らしについて

現在の暮らしの状況では、「家族と暮らしている」(59.8%)が約6割を占めていますが、「福祉施設で暮らしている」(14.5%)、「一人で暮らしている」、「グループホームで暮らしている」(同率10.8%)も1割以上を占めています。

今後3年以内に望む暮らしでは、「家族と一緒に生活したい」(55.7%)が5割台半ばを占め、「福祉施設で暮らしたい」(13.2%)、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」(12.2%)も1割以上を占めています。

また、希望する暮らしを送るために必要な支援では、「経済的な負担の軽減」が49.0%で最も多くなっていますが、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」も30.4%となっています。

③日常生活について

1週間の外出頻度では、「外出する」(「毎日外出する」と「1週間に数回外出する」の合計)が65.2%となっている一方、「外出しない」(「めったに外出しない」と「まったく外出しない」の合計)は31.8%となっています。

外出する際の同伴者では、「一人で外出する」が42.3%と最も多く、次いで「配偶者(夫または妻)」16.1%の順となっており、外出の目的では、「買い物に行く」が66.9%、「医療機関への受診」が60.9%と多くなっています。外出時に困ることでは、「公共交通機関が少ない(ない)」が25.0%で最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」23.8%となっています。

日常生活の過ごし方では、「自宅で過ごしている」が32.1%で最も多くなっていますが、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」も14.9%みられます。

「収入を得る仕事をしていない18～64歳の方」の今後の就労意向については、「仕事をしたい」が4割以上となっており、そのうち4割以上は「職業訓練を受けたい」と回答しています。

また、障がい者の就労支援として必要だと思うことでは、「職場の障がい者理解」や「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」などが多くなっています。

④相談について

悩みや困りごとなどの相談先は、「家族や親せき」が6割以上と最も多くなっていますが、「行政機関の相談窓口」は3.0%にとどまっています。

また、障がいや福祉サービスなどに関する情報の入手先は、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(35.1%)が第1位、次いで「サービス事業所の人や施設職員」(25.3%)、「家族や親せき、友人・知人」(21.3%)の順となっています。

⑤障害福祉サービスの利用について

障害支援区分の認定状況は、全体の25.0%となっています。

障害福祉サービスの利用状況は、「計画相談支援」「生活介護」「施設入所支援」「共同生活援助(グループホーム)」「就労継続支援」などが多くなっています。

障害福祉サービスの利用希望では、「生活介護」「施設入所支援」「計画相談支援」「共同生活援助(グループホーム)」などが多くなっています。

⑥権利擁護について

障がいによる差別や嫌な思いをしたことがある経験は「ある」が16.9%、「少しある」が14.2%となっており、あわせて3割以上の方が差別や嫌な思いをしたことがあると回答しています。

また、差別や嫌な思いをしたことがある場所では、「街中など外での人の視線」(37.0%)が第1位、次いで「仕事や収入面」(27.2%)の順となっています。

成年後見制度の認知状況では、「内容を知らない」(「名前も内容も知らない」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の合計)は63.1%となっています。

⑦防犯・防災について

災害時の避難に関しては、「一人でできる」が37.8%に対し、「一人でできない」も36.8%と同程度います。家族が不在の場合や一人暮らしの場合に助けてくれる近所の人は、「いる」の28.4%に対し、「いない」も28.0%と同程度みられます。

火事や地震等の災害時に困ることでは、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「投薬や治療が受けられない」が多くなっています。

⑧障がい福祉全般について

障がい福祉を推進する上で必要な取組として、最も重要度が高い取組は、「相談体制の充実」が第1位、次いで「災害時、救急時の情報提供及び安否確認・避難誘導対策の充実」、「障がいや難病のある人のための各種手当の充実、医療費の軽減」などの順となっており、満足度が高い取組としては「相談体制の充実」「保健・福祉・医療・教育の連携」「コミュニケーションについての支援」の順となっています。

4 本町における障がい福祉をめぐる課題

本町における障がい者(児)を取り巻く状況やアンケート結果からみた障がい福祉における課題は次のとおりです。

(1) 家族介助者の負担軽減に向けた取組

障がい者(児)の日常生活や社会参加を支援する家族介助者は、自身も様々な困難や負担に直面していることが多いことから、介助者の負担軽減に向けて、健康管理やメンタルヘルス、相談や情報提供、ネットワークづくりに取り組む必要があります。

また、介助ができなくなった場合の対策として各種福祉サービスの拡充を図るとともに、就労している家族介助者の離職を防ぐためにも、仕事と介護の両立に向けた施策の充実が必要となります。

(2) 外出支援の充実

外出している方は一定数いますが、外出の主目的は「買い物に行く」、「医療機関への受診」などの生活に不可欠な内容となっており、外出の際に困ることは、公共交通機関の利用に関する内容であることから、外出を楽しめるような環境づくりに向け、バリアフリーなどの整備に加え、障害福祉サービスによる外出支援の拡充が必要です。

(3) 権利擁護と虐待防止の推進

障がいや障がい者(児)への偏見や差別をなくすため、また、障がいや障がい者(児)への理解を促進するため、広報誌やホームページなど多種多様な媒体を活用し、広報・啓発を推進するとともに、成年後見制度に関する広報・啓発も行う必要があります。

(4) 就労支援に向けた取組

就労等を希望する障がい者一人ひとりが適した就労形態で、収入面などよりよい環境のもとで仕事ができるよう、職場環境づくりに向けた企業への情報提供、職場の管理者や社員への障がいに対する理解を深める周知策やジョブコーチによる就労支援の充実などの重要性が高まっています。

(5) 自立支援に向けた取組

住み慣れた地域で暮らし続けたいという意向を持つ障がい者が、できるだけ長く住み続けられるように、経済的な援助を含め、障害福祉サービスや医療ケアの充実を図る必要があります。

また、物価高騰や賃金上昇などの影響を踏まえた、サービスの安定的な提供と人材確保の支援に努める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は障がいのある人の生活を支える障害福祉サービス等の見込みを定めるものであることから、大鰐町第4次障害者計画との調和を図り、基本理念を「自立と支え合いによる安心して、心豊かに暮らせるまちづくり」と定めます。

この基本理念は、障がい者施策に関する制度の見直し等が進み、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化する中、障がいがある人も地域社会の一員として人権を尊重され、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域でお互いに個性を尊重し合いながら、地域社会の一員として、一人ひとりが生き生きと安心して、自分らしく豊かに生活していくことのできる「自立と共生社会の実現」を目指すものです。

なお、第6次大鰐町振興計画では、基本理念「地域共生社会の実現」に基づき、5つのまちづくりの基本方針を定めています。このうち、保健、医療、福祉分野に関する基本方針「助け合いで健やかな笑顔を育む」に掲げられている施策と歩調を合わせ、障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう支援していきます。

基本理念

自立と支え合いによる
安心して、心豊かに暮らせるまちづくり

2 基本視点

本計画では、基本理念を実現するために、障がい福祉施策を進める上で、次の7つの視点に留意しながら本計画を推進します。

【基本視点】

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がい者などの自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮すると同時に、障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加を実現することを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進める。

2 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスは、市町村が実施主体となり、障がい種別に関係なく一元的なサービスを提供することが基本となる。このサービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者などの18歳以上の障がい者や障がい児となり、都道府県の支援を通じて均等なサービスを提供することを目指す。また、発達障がい者や高次脳機能障がい者はすでに精神障がい者として扱われており、引き続き給付の対象となることを周知する。さらに、難病患者に対しても、特定医療費の支給認定や難病相談支援センターによる情報提供などを通じてサービスを活用できるようにする。地方自治体は障がい福祉計画を策定する際に、難病患者への支援を明確化し、専門機関の意見を踏まえることが求められる。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整える。

地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえる必要がある。

地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)地域包括ケアシステムの構築を進める。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が、「支え手」と「受け手」に分かれることなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、相談支援、就労支援、居住支援などの多様な社会参加に向けた支援や、交流・参加の機会を生み出すコーディネート機能や場、居場所の確保といった支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が協働する支援体制を構築する。

サービス提供体制の整備等については、個別の状況に応じて、関係者や障がい者等本人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障がい保健福祉圏域（「圏域」という。）ごとの整備のあり方を障がい福祉計画等に位置づける。

6 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に向けて、サービス事業者、町、県の連携のもと、取り組んでいくことが重要である。

7 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。

文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域で生き生きと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、関係部署との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図る。

3 サービスの体系

本計画では、次のサービス体系に基づき、障がい福祉施策を進めます。

障害者総合支援法		
障害福祉サービス		
介護給付		
居宅介護、行動援護、短期入所、重度訪問介護、療養介護、重度障害者等包括支援、同行援護、生活介護、施設入所支援 等		障害支援区分が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を行います。
訓練等給付		
自立訓練、就労継続支援、就労移行支援、共同生活援助(グループホーム)、就労定着支援、自立生活援助 等		身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。
相談支援		
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援		障害福祉サービス等の利用や地域移行・地域定着に関する相談支援を行います。
自立支援医療		
育成医療(18 歳未満)、更生医療(18 歳以上)、精神通院医療		医療機関を受診する際の費用負担を軽減します。
補装具		
車いす、補聴器、義足 等		身体機能を補うことや身体機能の代わりとなる装具を製作・修理・貸与します。
地域生活支援事業		
必須事業		
理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、日常生活用具給付等事業 等		自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。
任意事業		
日中一時支援事業、福祉ホーム事業 等		地域の実情に応じて様々な事業を行います。
児童福祉法		
障害児通所支援		
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 等		日常生活動作や集団適応のための訓練等により、自立を促進する支援を行います。
相談支援		
障害児相談支援		障害児通所支援の利用に関する相談支援を行います。

第4章 計画の目標と取組

1 障がい福祉計画の数値目標の設定(成果目標)

障がいのある方の自立支援に向け、国が定める基本指針及び青森県の策定方針を踏まえ、本計画の計画期間(令和6年度～8年度)における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果指標)を次のとおり設定し、必要なサービス・支援等が提供される体制の整備を図ります。

(1)施設入所者の地域生活への移行

本町は、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、令和8年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定します。

◇成果目標◇

項目	目標値	考え方
①令和8年度までの 地域生活移行者数	2人	国の基本指針に定める目標(令和4年度末の施設入所者数(22人)×6%以上)を基本として設定
	9.1%	
②令和8年度までの 施設入所者削減数	2人	国の基本指針に定める目標(令和4年度末の施設入所者数(22人)×5%以上)を基本として設定
	9.1%	

国の指針に 定める 成果目標	○令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。
----------------------	--

【取組の方向】

本町では、これまでの地域移行者の実績等を踏まえ、上記の目標を達成するよう進めていきます。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する国の基本指針に定める目標については、都道府県等において定めるものとなっています。

本町では、令和2年度に津軽地域障がい保健福祉圏域¹(以下「圏域」という。)で整備した協議の場を引き続き活用し、基盤の整備状況を評価していくとともに、発達障がいのある方及びその家族等を含めた支援体制構築のための目標値を設定します。

¹ 津軽地域障がい保健福祉圏域…構成市町村は、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村、西目屋村(3市3町2村)。

◇成果目標◇

項目	目標値	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年2回	圏域での設置を継続することとして設定

【取組の方向】

「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として位置づけた圏域において、退院後の精神障がいのある方が地域で安定した生活を送るために必要なサービス提供体制の確保に努めるとともに、医療機関とも連携を図りながら、地域で生活する上で必要な資源やネットワークのあり方について検討していきます。また、障がいのある方が仲間として相談相手になることで地域移行への不安軽減へつなげるほか、県主催のピアサポーターの養成や活動内容の周知に努めます。

このため、引き続き圏域での協議を行い、基盤の整備に向けて取組を進めます。

(3)地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障がいのある方等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がいのある方等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的には、「緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用」と「体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備」することを目的としています。

また、拠点等の機能強化を図るため、5つの機能(①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を集約し、地域の実情に応じた整備により強化するものです。

本町では、令和8年度末までに圏域で1箇所整備し、運用状況の検証及び検討を行うことを目指します。

◇成果目標◇

項目	目標値	考え方
①地域生活支援拠点等の整備	—	圏域で共同設置できるよう検討
②地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	令和8年度に1回	年1回以上運用状況の検証、検討を実施することとして設定
③強度行動障がいのある方の支援ニーズの把握及び支援体制の整備	圏域で共同設置できるよう検討	令和8年度までに地域生活支援拠点において支援の方針を協議し、支援ニーズを把握することとして設定

国の指針に 定める 成果目標	○令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ○令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
-------------------------------	--

【取組の方向】

本町では、令和8年度末までに圏域で1箇所整備し、運用状況の検証及び検討を行うことを目指します。

(4)福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。また、障がいのある方の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に関する目標を設定します。本町では、令和4年度末において移行実績がないため、令和8年度末までに少なくとも1名以上となるよう進めていきます。

◇成果目標◇

項目		目標値	考え方
①令和8年度中の就労移行支援事業等 ※を通じた一般就労への移行者数		1人	国の基本指針に定める目標を基本として調整 (令和5年度実績0人)
②令和8年度中の下記事業を通じた一般就労への移行者数			
	就労移行支援事業	1人	国の基本指針に定める目標を基本として調整
	就労継続支援A型事業	1人	令和5年度実績が0人のため、1人を目標とする。
	就労継続支援B型事業	1人	国の基本指針に定める目標を基本として調整
③令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合		50%以上	国の基本指針に定める目標に基づき設定
④令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数等			
	就労定着支援事業の利用者数	1人	国の基本指針に定める目標を基本として調整
	就労定着率 ² 7割以上の就労定着支援事業所	25%以上	国の基本指針に定める目標に基づき設定

国の指針に定める成果目標	○令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。あわせて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、おおむね1.29倍以上及びおおむね1.28倍以上を目指すこととする。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。 ○就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ○就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。
--------------	---

² 就労定着率:過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

【取組の方向】

障がい福祉と労働の関係機関が連携して取り組むことが重要であることから、相談支援事業所や商工会、特別支援学校等との連携により、一般就労への移行を推進します。

また、一般就労への移行にあたり、支援が必要な人に対して適切な情報提供を行うとともに、相談支援体制機能の充実を図ります。

さらに、農福連携や障害者就労支援施設等からの優先調達などの支援を検討していきます。

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制を整備するため、①重層的な地域支援体制の構築、②主に重症心身障がいのある児童への支援、③医療的ケア児等支援に関する目標を設定します。

◇成果目標◇

項目	目標値	考え方
①重層的な地域支援体制の構築		
児童発達支援センターの整備状況	圏域で 共同設 置でき るよう 検討	児童発達支援センターと連携し、事業実 施体制の維持・継続を図ることとして設 定
保育所等訪問支援の整備状況		
障がい児の地域社会への参加・包 容(インクルージョン)推進体制の構 築		
②主に重症心身障がいのある児童への支援		
当該児童発達支援事業所数	圏域内 での事 業所整 備でき るよう 検討	圏域で事業実施体制の維持・継続を図 ることとして設定
当該放課後等デイサービス事業所 数		
③医療的ケア児支援		
医療的ケア児支援のための協議の 場の設置箇所数	圏域に 1箇所 設置済	協議を継続していくとともに、コーデ ィネーター配置の維持・継続を図ることと して設定
医療的ケア児等に関するコーデ ィネーターの配置人数	圏域ア ドバイ ザーを 活用す る	

国の指針に定める成果目標	○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 ○各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までにすべての市町村において、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。 ○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。 ○令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
--------------	--

【取組の方向】

本町では、圏域において児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を利用できる体制が整備されており、今後も、圏域でのさらなる支援体制づくりが構築できるよう取り組みます。

また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについては、令和8年度末までに圏域で1か所整備できるよう検討していきます。

さらに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、令和2年度に圏域で設置した協議の場を引き続き活用し、令和8年度末までにコーディネーターの配置を目指します。

(6)相談支援体制の充実・強化

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

◇成果目標◇

項目	目標値	考え方
①総合的・専門的な相談支援		
基幹相談支援センターの設置	—	圏域での設置を継続することとして設定
②個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等		
協議会専門部会(検討会)の設置数	—	圏域での設置を継続することとして設定

国の指針に定める成果目標	○令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 ○地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
--------------	--

【取組の方向】

本町では、関係機関と連携し、障がいの種別や各種ニーズに対応できる支援体制の確保を目指します。

◇活動指標◇

(単位:件、回)

項目	R6年度	R7年度	R8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0	0	0
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0	0	0
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0	0	0
個別事例の支援内容の検証の実施回数	2	2	2
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0	0	0

(7)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための研修への参加や障害者自立支援システム等の活用など、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る目標を設定します。

◇成果目標◇

項目	目標値	考え方
①県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数	年1人	県が実施する研修の実施回数及び本町の職員数等を勘案して設定
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	年1回	大鰐町障害者地域自立支援協議会における会議等で共有するものとして設定

国の指針に定める成果目標	○令和8年度末までに都道府県や市町村において サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。
--------------	---

【取組の方向】

多様化する障害福祉サービス等が、真に必要とする利用者に適切に提供されるよう、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所の確保に向け、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修に積極的に参加し、障害福祉サービスに関する理解に努めます。

また、「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析し、事業所や関係自治体と共有します。

2 障害福祉サービス等の充実(活動指標)

(1)訪問系サービス

◇内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要するもので、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等入院又は入所している障がい者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。(日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。)
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等で、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するもので、当該障がい者等が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するもので、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

【見込み量の考え方】

過去の利用状況を踏まえるとともに、地域生活へ移行される方の利用などを勘案して見込んでいます。

また、障がいの特性にあったサービスが提供されるよう事業所に働きかけます。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間／月	143	152	161	170	179	188
	人／月	11	15	16	18	20	22
重度訪問介護	時間／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0
重度障害者 等包括支援	時間／月	0	0	0	0	0	0
	人／月	0	0	0	0	0	0

【見込み量の確保方策】

障がいのある方とその家族が安心して暮らせるように福祉サービスを継続して実施するとともに、既存サービスのさらなる充実等に取り組めます。

なお、直近において利用実績のない、あるいは少ないサービスについては、相談支援事業所等と連携し、制度周知と利用者への適切な利用(利用時間)を促していきます。

(2)日中活動系サービス

◇内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要する者で、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練(機能訓練)	障がい者で、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

サービス名	内容
自立訓練(生活訓練)	障がい者で、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもので、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者で、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

サービス名	内容
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等で、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の支援を行います。

【見込み量の考え方】

これまでの利用状況等を勘案して利用量を見込みました。就労継続支援A型については、年々利用者が増加しており、今後も微増傾向で推移すると見込んでいます。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	656	665	674	683	692	701
	人	33	33	34	34	35	36
重度障がいのある方の生活介護	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
精神障がいのある方の自立訓練 (生活訓練)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	人				1	1	1
就労移行支援	人日分	34	74	54	74	74	74
	人	3	5	4	5	5	5
就労継続支援 A型	人日分	267	281	295	309	323	337
	人	14	14	15	16	17	18
就労継続支援 B型	人日分	295	447	450	500	550	600
	人	18	24	24	25	26	27
就労定着支援	人	0	0	0	1	1	1
療養介護	人	3	3	3	3	3	3
短期入所 (福祉型)	人日分	8	5	5	5	5	5
	人	1	1	1	1	1	1
重度障がいのある方の短期入所 (福祉型)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
短期入所 (医療型)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度障がいのある方の短期入所 (医療型)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

※実績値及び見込みは月当たりで算出

※単位「人日分」とは、「1か月の平均利用人数」×「平均利用日数」

【見込み量の確保方策】

障がいのある方が安心して地域で生活ができるまちづくりを推進するため、サービス事業者に対して必要な情報を提供して障がいのある方の状況やニーズに応じた適切な日中活動の場を確保することに努めます。特に、就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、関係機関等と連携し、雇用先の確保や継続的な就労のための支援に努めます。

また、利用の少ないサービスについては、障がいのある方への支援を検討する際に、当該サービスが適切と思われる方へサービス紹介を行い、利用者への適切な利用を促していきます。

さらに、利用者が利用しやすい環境を整備するために、通所に係る交通手段の確保について検討していきます。

(3)居住系サービス

◇内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	居宅において単身で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

【見込み量の考え方】

居住系サービスについては、地域移行が進められる社会潮流や、グループホームの需要等の施設整備状況及び利用実績を踏まえた上でサービス量を見込んでいます。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人	22	27	27	28	29	30
精神障がいのある方の共同生活援助	人	5	7	8	9	10	11
重度障がいのある方の共同生活援助	人	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	人	21	22	22	23	24	25
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
精神障がいのある方の自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

【見込み量の確保方策】

居住系サービスについては、親亡き後の生活の場や地域生活への移行の受け皿として、共同生活援助の利用者の増加に対応すべく、必要な情報提供や民間事業者の参入を促進するとともに、今後もサービス提供体制の整備を推進します。

また、精神障がいのある方や重度障がいのある方については、その特性に応じた適切な支援が受けられるよう、サービス提供事業者等と連携した取組を検討します。

自立生活援助については、制度活用のため、近隣における新規対象事業所の普及啓発を図ります。

施設入所支援については、利用ニーズが一定数あり、今後の利用者数は微増で推移していくことが想定されます。このため、地域で自立した生活を送ることが困難な人が安心して暮らせるように、地域生活への移行を勘案の上、サービスを提供する施設と連携を図りながら、施設入所サービスの需要に適切に対応していきます。

(4)相談支援

◇内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス又は地域移行支援・地域定着支援を利用する障がいのある人及び障害児相談支援で対象となるサービス以外の障害福祉サービスを利用する障がいのある子どもを対象に、それらのサービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行うサービスです。
地域移行支援	施設入所又は精神科病院に入院している障がいのある人が、地域に移行するための住居の確保や活動に関する相談等の支援を受けることができるサービスです。
地域定着支援	居宅で生活する障がいのある人が、相談員との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態の相談支援等を受けることができるサービスです。

【見込み量の考え方】

計画相談支援については、今後も利用者数の増加が見込まれます。

地域移行支援については、具体的な支援方法がまだ確立していないため、対応できる事業所が増えない現状があります。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	6	10	10	11	12	13
地域移行支援	人	1	1	0	1	1	1
精神障がいのある方の地域移行支援	人	1	1	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0
精神障がいのある方の地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

【見込み量の確保方策】

障がいのある方が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援は不可欠であることから、利用者がスムーズに計画相談支援を受けられるよう、引き続き事業者の参入を働きかけ、適切なサービスの利用に向けた定期的な計画相談を行っていきます。

地域移行支援・地域定着支援については、制度活用のため、新規事業者の参入を働きかけるとともに、相談支援事業所と連携してサービス提供体制の構築について検討していきます。

(5)その他のサービス

◇内容

サービス名	内容
①自立支援医療費(更生医療・育成医療)の給付	更生医療・育成医療・精神通院医療の3つの公費負担医療制度が自立支援医療とされ、本町では更生医療・育成医療の給付を実施しています。
②補装具費の支給	補装具交付、修理及び貸与の支給決定について、相談等適切な対応に努めます。 また、平成30年4月1日から補装具費の支給範囲が拡大され、新たに「貸与」が追加されたことから、障がい者の利便性に応じて適切な支給を行います。
③療養介護医療費の給付	療養介護を利用する方に対して、当該サービスに係る医療に要した費用を療養介護医療費として給付しています。

3 地域生活支援事業

(1)理解促進研修・啓発事業

◇内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発等を実施する事業です。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	無	有	有	有

【今後の方針等】

広報誌等を活用した普及啓発活動を検討します。

(2)自発的活動支援事業

◇内容

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【今後の方針等】

障がいのある方、その家族、地域住民やNPO等に対して制度周知を行うなど、事業の推進を図りつつ、令和8年度までに、事業化できるよう検討していきます。

(3)相談支援事業

◇内容

事業名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある方やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービス等の必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため、関係機関と連携して障がいのある方の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人に対する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、地域の実情に応じて地域移行・地域定着への支援、地域の相談支援体制の強化の取組などを行う施設です。市町村又は市町村から委託を受けた団体が設置できます。
基幹相談支援センター等機能強化事業	市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて実施することで相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対して、入居に必要な調整等・家主等への相談・助言も含める支援を行い、障がいのある人等の地域生活を支援します。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数(か所)	7	7	7	7	7	7
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	無
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無	無	無	無

【今後の方針等】

既存の相談支援事業を充実させ、相談を必要とする人が利用できるよう、相談支援事業の周知に努めます。

なお、未設置、未実施の事業については、圏域で共同設置できるよう検討していきます。

(4)成年後見制度利用支援事業

◇内容

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申立費用及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見活動を支援する事業です。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	0	0	0	0	0	0

【今後の方針等】

成年後見制度利用支援事業については、これまで利用の実績はありませんが、相談件数も増えていることから、年間1人程度の増を見込みます。

(5)意思疎通支援事業

◇内容

事業名	内容
手話通訳者等派遣事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話奉仕員又は手話通訳者を派遣し、意思疎通の仲介等を行う事業です。
要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に対して要約筆記奉仕員を派遣し、意思疎通の仲介等を行う事業です。
手話通訳者設置事業	町行政の窓口到手話通訳者を設置し、意思疎通支援を行う事業です。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業	実利用件数(人)	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	実設置者数(人)	0	0	0	0	0	0

【今後の方針等】

本町では、手話通訳者・要約筆記者の派遣については、青森県ろうあ協会に委託しています。これまで利用実績はありませんが、今後年1名程度の増を見込みます。

手話通訳者の設置については、現在のところ(一社)青森県ろうあ協会への委託にて派遣事業を実施しているため、見込みはありません。

(6)日常生活用具給付等事業

◇内容

事業名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等、身体介護を支援する用具を給付する事業です。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、入浴、調理、移動等の自立生活を支援するための用具を給付する事業です。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計等、在宅療養生活等を支援するための用具を給付する事業です。

事業名	内容
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装置等、排泄管理を支援する衛生用品を給付する事業です。
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	居宅における円滑な生活動作等を支援するため、動作補助用具の給付・貸与や既存住宅の改修費用を助成する事業です。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付等見込件数 (件)	1	2	1	1	1	1
自立生活支援用具	給付等見込件数 (件)	0	1	1	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付等見込件数 (件)	1	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付等見込件数 (件)	0	0	0	1	1	1
排泄管理支援用具	給付等見込件数 (件)	120	133	135	140	145	150
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込件数 (件)	0	0	0	1	1	1

【今後の方針等】

障がい者等に対し、日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

(7)手話奉仕員養成・研修事業

◇内容

事業名	内容
手話奉仕員養成・研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成する事業です。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成・研修事業	養成講習 修了者数 (人)	0	0	0	0	0	0

【今後の方針等】

これまで未実施の事業ですが、令和8年度までに、圏域で共同実施できるよう検討していきます。

(8)移動支援事業

◇内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を行うための移動支援を行う事業です。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数(人)	4	4	3	3	3	3
	延べ利用時間数(時間)	132	141	110	110	110	110

【今後の方針等】

福祉人材の確保を進めながら、ニーズに対応できるよう事業の推進を図ります。

(9)地域活動支援センター機能強化事業

◇内容

事業名	内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人の日中の通いの場として、創作活動や生産活動等をする機会の提供や社会との交流の促進に取り組む事業です。
地域活動支援センターⅠ型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業							
Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 型	実施箇所 数(か所)	1	1	1	1	1	1
	実利用者 数(人)	6	6	6	6	6	6

【今後の方針等】

今後もセンターについて周知を図り、利用促進に努めます。

(10)その他のサービス

◇内容

サービス名	内容
福祉ホーム事業	住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
訪問入浴サービス事業	家族の介護だけでは入浴できない重度心身障がい者に対し、委託業者が巡回入浴者及び看護職員・介護職員を派遣し、定期的な入浴機会を提供します。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
日中一時支援事業	実利用者数(人)	3	2	1	2	2	2
	延べ利用回数(回)	6	4	3	4	4	4
訪問入浴サービス事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1

【今後の方針等】

利用実績は減少傾向にありますが、障がいのある方の日常生活に必要な各種支援について、サービスの周知及び充実を図ります。

4 障害児福祉サービス等の充実

(1) 障害児支援事業の見込み量

◇内容

サービス名	内容
児童発達支援	障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある子どもに対し、児童発達支援のほか、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対し、学校の授業終了後又は休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会交流の訓練、機会を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等、児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある子どもに対して、その施設等を訪問し、障がいのある子どもに集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の自宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	<障害児支援利用援助> サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。 <継続障害児支援利用援助> 障害児支援利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直し、変更等を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する、日常的に医療的ケアが必要な障がいのある子ども(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

【実績及び見込み量】

区分	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	23	8	24	36	48	60
	人	2	2	2	3	4	5
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	15	15	15
	人	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分	101	131	160	190	220	250
	人	8	9	10	11	12	13
保育所等訪問支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	0	1	2	3	4	5
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	0	0

※実績値及び見込みは月当たりで算出

※単位「人日分」とは、「1か月の平均利用人数」×「平均利用日数」

【見込み量の確保方策】

児童発達支援については、これまでは横ばいの利用人数ですが、今後は年1人増と見込みます。

放課後等デイサービスについては、増加傾向にあるため、今後は年1人増と見込みます。

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援については、利用実績がないため、今後も利用は無いと見込みます。

障害児相談支援については、増加傾向にあるため、今後は年1人増と見込みます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、圏域アドバイザーを活用することとします。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

障がいのある人に関する各種施策の展開については、青森県及び近隣自治体との調整を図り、より効果的・効率的にサービスを提供できるよう、関係機関との連携を強化し、基盤の整備・充実を図ります。

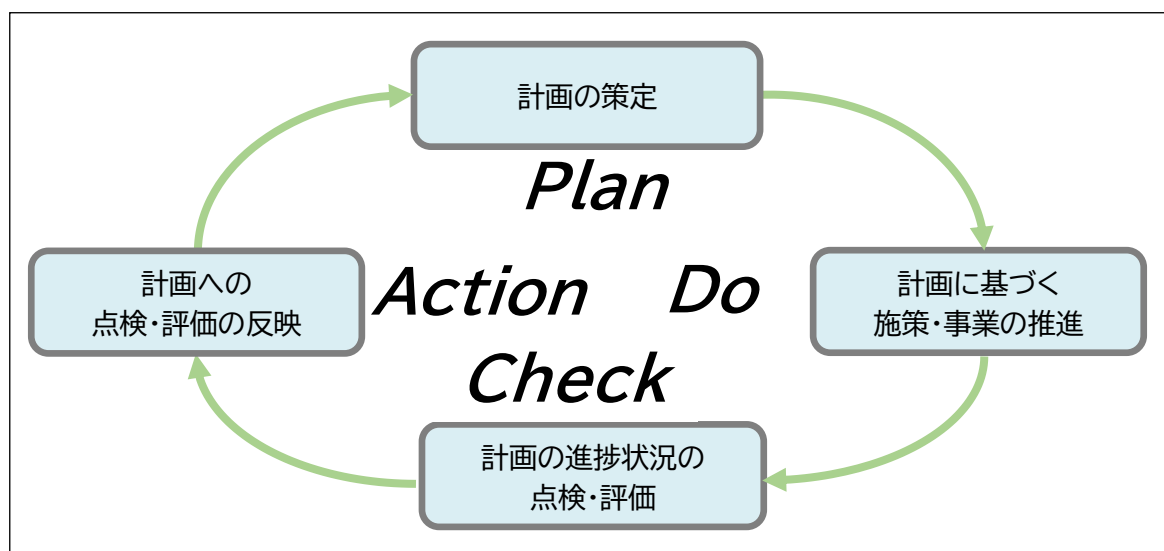
また、国・県に対しては、必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図り、事業を展開します。

2 計画の評価・見直し(PDCA サイクル)

本計画の円滑な推進を図るため、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「大鰐町地域自立支援協議会」による計画の進捗状況等の評価及び課題事項の点検等を行います。また、庁内関係各課と緊密な連携を図り、全庁的に各種施策を展開していくとともに、必要に応じて当事者及び関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、障がいのある人に関する施策について、総合的かつ効果的な点検・評価を行うための体制づくりを行います。

本計画については、毎年達成状況に関する評価を行うとともに、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じた場合等、中間年次において、必要に応じて計画の見直しを行い、「PDCAサイクルのプロセス」を踏まえた計画の進行に努めます。

◇PDCA サイクル◇



※PDCA サイクルとは

計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し(Action)を繰り返しながら、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法

3 SDGsの達成に向けたまちづくりの推進

グローバル化が進展する中で、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することを目指すSDGs(持続可能な開発目標)への取組が、国際社会全体で進められています。SDGsの17のゴール(目標)の達成に向けては、一人ひとりが自分事として考え、行動することが重要であるとともに、これら17のゴール(8つの優先課題を含む)はこの計画における各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、計画の推進にあたっては、SDGsの17のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開します。

“SDGs”



1 大鰐町地域自立支援協議会委員名簿

任期:令和5年2月1日～令和8年1月31日(3年間)

所 属	職 名	氏 名	備 考
大鰐町身体障害者福祉会	会 長	山 田 金 治	会長
町立大鰐診療所	所 長	三 上 健一郎	
弘前大学医学部附属病院 総合患者支援センター	社会福祉士	袴 田 光 樹	
(社会福祉法人)阿闍羅会 ワークショップ大鰐	施設長	田 中 大 生	副会長
障害者支援施設大鰐療育センター	総括主任	成 田 哲	
大鰐町社会福祉協議会	事務局長	成 田 智 子	
中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室	次 長	織 笠 伸 一	
中南地域県民局地域健康福祉部 保健総室	健康増進課技師	工 藤 真 美	
弘前公共職業安定所	統括職業指導官	福 士 奈津子	
障がい者生活支援センター「すみれ」	所 長	川 村 和 康	
大鰐町教育委員会 学務生涯学習課	課 長	木 田 孝 悦	

【事務局】

〒038-0211 大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3

大鰐町役場 保健福祉課内 TEL.(0172)55-6568

課 長	山 中 竜 也
副 参 事	佐 藤 由 実 子
主 幹	白 川 紀 子
主 査	奈 良 光 留
主 事	神 優 作
事務補助員	工 藤 美 紀

第7期大鰐町障がい福祉計画・
第3期大鰐町障がい児福祉計画
発行 大鰐町 保健福祉課